

大分市公告 第179号

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大分市契約事務規則（昭和39年大分市規則第12号）第25条の規定に基づき公告する。

令和8年5月20日

大分市長 足立 信也

1 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務名 大分市軽自動車税賦課情報オンライン入力業務委託（令和8年度～令和10年度）
- (2) 履行場所 大分市役所第2庁舎3階税制課内
- (3) 履行期間 令和8年7月1日から令和10年6月30日まで
- (4) 業務の概要 仕様書のとおり
- (5) 最低制限価格 設けない
- (6) 予定価格 17,292,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
15,720,000円（消費税及び地方消費税を除く。）

2 競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

- (1) 大分市物品等供給契約競争入札参加資格審査要綱（昭和56年大分市告示第258号）別表の「（大分類）役務の提供等（小分類）情報処理・ソフトウェア開発（細分類）データ入力」について入札参加資格の認定を受けている者であること。
- (2) ISMS認証、プライバシーマークのいずれかを取得していること。
- (3) 地方自治体又は民間企業において、過去5年以内にオンライン入力業務の実績があること。
- (4) (3)の実績について、誓約書を提出すること。
- (5) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく大分市の入札参加制限を受けていない者であること。
- (6) 公告日から入札予定日までの間のいずれの日においても、大分市物品等供給契約に係る指名停止等の措置に関する要領（平成21年大分市告示第553号。以下「指名停止要領」という。）に基づく指名停止期間中でないこと。
- (7) 公告日から入札予定日までの間のいずれの日においても大分市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成24年大分市告示第377号。以下「排除措置要綱」という。）に基づく排除措置期間中でないこと。
- (8) 入札予定日以前3月以内に、手形交換所で手形若しくは小切手の不渡りを出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
- (9) 破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規

定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。) でないこと。

(10) 大分市内に本店、支店、営業所等があること。

3 入札手続等

(1) 契約担当課

郵便番号 870-8504

住 所 大分市荷揚町2番31号

名 称 大分市財務部税制課 (第2庁舎3階)

電話番号 097-537-7314 (直通)

E-mail zeisei@city.oita.oita.jp

(2) 本公告内容の交付期間、場所及び方法

① 交付期間

令和8年5月20日(水)から令和8年6月3日(水)まで

② 交付場所及び方法

インターネット(大分市役所ホームページ <http://www.city.oita.oita.jp/>)によるほか、大分市財務部税制課においても交付する。

(3) 本業務に係る仕様書(以下「仕様書」という。)の交付期間・場所及び方法

① 交付期間

3の(2)の①に同じ。

② 交付場所及び方法

3の(2)の②に同じ。

(4) 仕様書の質疑応答

① 仕様書に質問がある場合には、次により書面で持参または電子メールにて提出すること。但し、持参以外の場合、提出先へ質問書発送の電話確認を行うこと。

ア 提出期間

令和8年5月21日(木)から令和8年5月27日(水)までの土曜日、日曜日及び祝日等の休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

イ 提出場所

大分市財務部税制課

② ①に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。

ア 閲覧期間

令和8年5月29日(金)から令和8年6月3日(水)まで

イ 閲覧場所

インターネット(大分市役所ホームページ <http://www.city.oita.oita.jp/>)によるほか、大分市財務部税制課においても閲覧に供する。

4 現場説明会 実施しない。

5 入札保証金 免除とする。

6 入札（開札）の日時及び場所

- (1) 日 時 令和8年6月4日（木） 午後2時30分～
(午後2時20分から競争入札参加資格確認申請書の受付開始)
- (2) 場 所 大分市役所本庁舎9階 第2入札室
- (3) 入札方法等
入札場所に入札書を持参することとし、郵送又は電送による入札は認めない。
- (4) 入札回数 1回とする。
- (5) そ の 他
 - ① 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - ② 入札書に記載する金額は、1の（3）に記す履行期間全体に対する金額であること。
 - ③ 入札者が代理人の場合は、当日委任状を持参すること。

7 競争参加資格確認申請書の提出及び落札者の決定等

- (1) 入札への参加を希望する者は、入札の日時、場所において競争参加資格を確認するため競争入札参加資格確認申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）、2の（2）が証明できるもの及び2の（4）を提出すること。
- (2) 入札の日時、場所において申請書を提出しない者又は契約担当者が競争参加資格を有していないと認めた者は、当該入札に参加することができない。
- (3) 開札後は、最低価格入札者の入札額、業者名を公表の上、落札者の決定を保留し、入札を終了する。
- (4) 開札後、落札候補者の申請書等について審査し、最低価格入札者が競争参加資格を有していることを確認した場合には、最低価格入札者を落札者とし、競争参加資格を有していないと確認した場合には、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者（以下「次順位者」という。）の競争参加資格を確認した上で、次順位者を落札者とする。ただし、次順位者が、競争参加資格を満たしていない場合には、順に同様の手続きを行い、競争参加資格を有していない者が行った入札については、これを無効とし、その結果を通知する。なお、落札者を決定した場合には、速やかに落札者に対し通知するとともに、当該入札結果を公表する。

8 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、7の通知日の翌日から起算して7日（土曜日、日曜日及び祝日等の休日を除く。）以内に、契約担当者に対して、競争参加資格がないと認めた理由について、書面（様式は自由）を提出することにより説明を求めることができるものとする。
- (2) (1)の書面を提出した者に対する回答は、書面の提出があった日の翌日から起算して8日（土曜日、日曜日及び祝日等の休日を除く。）以内に説明を求めた者に対し、書面により回答する。

(3) (1)の書面の提出先は、3の(1)の契約担当課とする。

9 契約保証金 免除とする。

10 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

- ①入札者としての資格のない者のした入札
- ②競争に際し、不当に価格をせり上げ、又は引き下げる目的で他人と連合したと認められる者のした入札
- ③同一の入札について2以上の入札をした者の入札
- ④同一の入札について2以上の入札者の代理人となった者のした入札
- ⑤入札金額を訂正した入札
- ⑥入札金額、住所、氏名、押印その他入札要件を認定しがたい入札
- ⑦公告に示した競争参加資格のない者のした入札
- ⑧申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札
- ⑨前各号に定めるもののほか、契約担当者において、特に指定した事項に違反した入札

11 支払条件 前払金 無

12 その他

- (1) この公告に定めのない事項については、大分市物品等供給契約に係る一般競争入札実施要領(平成20年6月1日施行)、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令及び大分市契約事務規則の定めるところによる。
- (2) 申請書等に虚偽の記載をした場合においては、指名停止要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (3) 契約担当者は、開札後、落札決定をするまでの間に落札候補者が次の①から③のいずれかに該当した場合には、当該落札候補者の行った入札は無効とする。
この場合において、契約担当者は、当該落札候補者の行った入札を無効にしたことに伴う損害賠償の責めを一切負わないものとする。
 - ① 指名停止要領に基づく指名停止を受けた場合
 - ② 排除措置要綱に基づく排除措置を受けた場合
 - ③ 入札公告に掲げる競争参加資格の要件を満たさなくなった場合
- (4) 契約担当者は、落札決定後、契約締結(議会案件の場合は、仮契約についての議会の議決)までの間に落札者が、(3)の①から③のいずれかに該当した場合は、落札決定の取消し又は仮契約の解除を行うことができるものとする。
この場合において、契約担当者は、落札決定の取消し又は仮契約の解除に伴う損害賠償の責めを一切負わないものとする。
- (5) 入札者は、開札後、入札条件の不知又は内容の不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(6) その他不明な点については、大分市財務部税制課まで照会のこと。

電話番号 097-537-7314